

「地域包括支援センター等の事例検討会及びアセスメント訪問に対する リハビリ専門職派遣事業」について

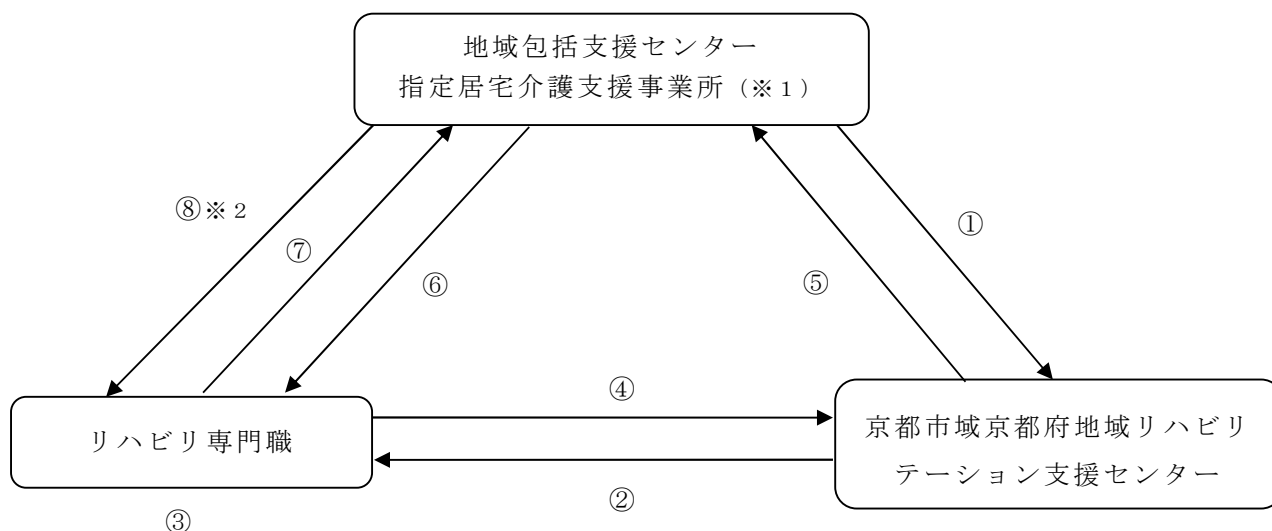
1 事業目的

健康長寿の延伸に向けては、健康づくりや介護予防を推進する取組と、介護予防、自立支援及び疾病の重度化予防に繋がるケアマネジメントが重要である。多職種の専門職による多角的な意見交換が行える事例検討会や、専門的な視点に基づいた助言を得るアセスメント訪問を通じて、広い視野と専門性を持ち、質の高いケアマネジメントを行うことを目的とする。

2 事業内容

地域包括支援センター等の職員が介護予防、自立支援及び疾病の重度化防止に繋がる質の高いケアマネジメントを行えるよう、地域包括支援センター等が開催する介護予防ケアマネジメントの事例検討会及びアセスメント訪問の助言者として、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の派遣を受ける場合に、それに要する費用の助成を行う。

3 リハビリ専門職の派遣方法



※1 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所

- ① 包括等が、市域府リハに対して、リハビリ専門職の派遣相談、依頼
- ② 市域府リハが、リハビリ専門職に対して、派遣照会
- ③ リハビリ専門職の了承
- ④ リハビリ専門職が、市域府リハに対して、回答
- ⑤ 市域府リハが、包括等に対して、リハビリ専門職の紹介
- ⑥ 包括等が、リハビリ専門職に対して、事例検討会及びアセスメント訪問の依頼
- ⑦ リハビリ専門職が、包括等の事例検討会に出席及びアセスメント訪問に同行
- ⑧ 包括等が、リハビリ専門職に対して、謝礼支払い

※2 包括等からリハビリ専門職への支払金額及び支払方法は、各包括等で定めるものとする。

4 助成対象

地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの事例検討会及びアセスメント訪問において、次に掲げるリハビリ専門職の派遣を受けた場合に助成する。

ア 京都府リハビリテーション三療法士会協議会が開催する「地域ケア会議・介護予防事業の参画に資する人材養成研修」の修了に必要な研修を受講し、京都市内での活動に係る派遣登録をしている者

イ アと同等の専門知識を有すると市長が認めた者

※ ただし、当事者として事例に関わっているものや職能団体から報酬を得るものを除く。

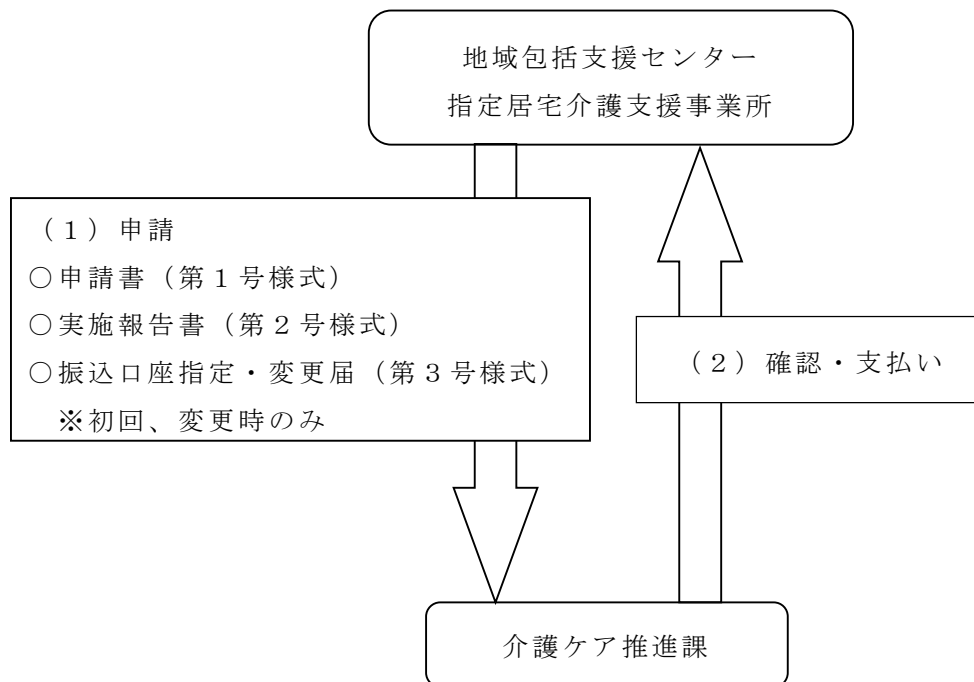
5 助成額

1回6,710円（税込）とする。

各地域包括支援センター等への費用の助成は、各年度12回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

当該年度に交付する助成金の総額は、予算の範囲内とする。

6 申請方法



(1) 申請

地域包括支援センター等は、介護ケア推進課に必要書類を提出し、申請を行う。

(2) 確認・支払い

介護ケア推進課では、地域包括支援センター等から提出のあった必要書類を確認のうえ、半期毎に指定金融機関口座に支払いを行う。